

令和2年12月10日

保護者 様

武豊町教育委員会  
教育長 加藤 雅也

## 学校で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の臨時休業について

日頃は本町の教育活動にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、12月3日に文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.12.3Ver.5）」が発出されました。本町では同マニュアルを参考に、標記の件につきまして、下記のように対応したいと考えます。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 町内小中学校で感染者が判明した場合

旧 感染者が判明した時点で直ちに臨時休業について対応する。



新 直ちに臨時休業を行うのではなく、教育委員会が保健所と相談し、臨時休業の可否を判断する。（臨時休業を行う場合は、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、**学級単位、学年単位**又は**学校全体**で臨時休業をすることが考えられる）

#### 2 1のように考える根拠

- ・学校内で感染が広がらなかった事例が大部分であり、逆に大きく広がった事例は限られていること。また、小中学校については、家庭内感染が感染経路の大部分であること。
- ・同一の学校において5人以上の感染者が確認された学校の割合は、小学校では0.06%、中学校では0.11%と低い状況であること。
- ・10代以下では、罹患率が他の年代と比べて低いこと。
- ・授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保証していくことが必要であること。
- ・基本的な感染防止対策が十分にとられている環境下では、感染が大きく広がりにくいという認識の下、学校以外の他の社会経済活動では、感染者の発生により直ちに閉鎖や活動停止までは行わないことも多いこと。

※ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.12.3Ver.5）」より引用

連絡先：武豊町教育委員会 指導主事 岩田 圭司  
TEL：0569-72-1111